

第3章 人権施策の基本的な方向性

全ての県民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくためには、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう教育・啓発活動を行うことはもちろん、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

また、県の行う全ての業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。そのため、職員自身が人権尊重の意識を醸成する教育や啓発の推進、人権問題に関する相談・支援などの取組が求められており、こうした人権施策を効果的に実施するためには、関係機関との連携が必要となります。

以上のことから、次の3つの方向性に留意しながら人権教育・啓発事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

III 相談・支援体制の充実

1 人権教育

本県では、「高知県人権教育基本方針」^{※24}及び「高知県人権教育推進プラン」^{※25}を策定し、人権尊重の観点に立った就学前教育、学校教育・社会教育の推進を図ってきました。

今後は、これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり重点課題を定め、人権教育を推進します。

県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むことができるよう人権教育を推進します。

※24 「高知県人権教育基本方針」：平成14（2002）年4月1日策定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

※25 「高知県人権教育推進プラン」：平成15（2003）年3月策定、平成28（2016）年3月改訂版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づいた県教育委員会としての人権教育の取組の方向を示しています。
なお、このプランでは、人権教育の4つの視点として、「人権が大切にされる社会をめざす」「すべての人が等しく学習機会を得る」「人権が大切にされた環境で学ぶ」「人権や人権課題について学ぶ」を示し、この視点を教育のあらゆる場で大切にしなければならぬと示しています。

生涯学習の視点に立った人権教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図りつつ、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切にし、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう人権教育を推進します。

共生の心を醸成する人権教育

自分や他者の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

これらの重点課題を踏まえて、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの実現を目指し、あらゆる人権課題を解決するために、学校、家庭、地域社会を通じて、人権教育を推進します。

(1) 学校教育

【現状と課題】

学校教育においては、子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を向上させるために、一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、学級（クラス・ホーム）で話し合ったりするなどの取組が行われてきました。

しかし、現在、学校等での子どもたちを取り巻く状況は、子ども同士や子どもと教員等の人間関係づくりの困難さ、厳しい家庭環境等の要因が複雑に絡み合い、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みや、暴力行為などの問題行動の出現につながるなど、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。

こうしたことから、学校と家庭や地域とが連携し、子どもたち一人ひとりの理解のもと、生命を大切にし、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっています。

また、いじめの問題を発端とし、道徳の教科化が小学校では平成30（2018）年度、中学校では平成31（2019）年度から実施されることとなりました。新たに設けられた「特別の教科 道徳」の時間では、教科書が使用され、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、「考える道徳」「議論する道徳」へと授業の質的変換を図る必要があります。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進し、基本的人権を尊重し合い、人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもたちの育成を目指します。

ア 発達段階に即した人権教育の推進

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などで人権教育を展開する場合は、人権教育の目標と各教科等の目標を明確にしたうえで、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を育む教育を推進します。

(ア) 互いに尊重し助け合う心と態度を育む教育活動の推進

自分や他者の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育みます。

(イ) 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

(ウ) 保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携による人権教育の推進

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。

特に、幼児期の教育については、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育所・幼稚園等と小学校との一層の連携と、人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。また、発達に応じた保護者の役割について研修の機会などを提供していきます。

イ 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

ウ 相談支援体制の充実

各学校等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、いつでも安心して相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児、児童生徒の心のケアに努めます。

また、心の教育センターでは、子どもを取り巻く多様な相談を一元的に受理し、相談者に寄り添うとともに、学校及び関係機関との密接な連携を図りながら課題の解決・改善に向けて支援を行っています。

エ 教職員に対する研修会等の充実

教職員が人権問題に対する正しい知識と認識を持つための人権に関する研修会の実施や、学習資料及び指導資料などの作成・配付に努めます。

また、人権教育の研究指定校による実践的な取組、いじめや児童虐待の防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

教職員の人権感覚が養われ、学校生活のあらゆる場面において、人権教育を基盤とした学校運営ができることを目指します。

(2) 社会教育

【現状と課題】

地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。

また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下、DV）^{※26}など、様々な人権問題が依然として解決されていません。

これまで、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解と認識を深めるとともに、新たな社会情勢なども踏まえ、学習機会の一層の広がりを図るため、先進的な取組による成果等も取り入れながら、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

地域社会における身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関する幅広い識見のある人材を活用していくとともに、人権教育の指導者の育成を図ります。

ア 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実

家庭において、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、親子で人権問題を学ぶ機会を提供するなど家族のふれあいを深めることができる体験活動などの充実に努めます。

イ 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、県民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなどして、人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

ウ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

※26「ドメスティック・バイオレンス：DV (Domestic Violence)」：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

2 人権啓発

全ての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

そこで、次のとおり重点課題を定め、人権啓発を推進します。

各種広報媒体を活用した啓発活動

人権意識を高めるために、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアによる啓発、冊子やポスター、ホームページによる啓発活動を展開します。

効果的な啓発活動

県民の理解と共感を得る効果的な人権啓発を行うために、「対象者の発達段階に応じた啓発」・「具体的な事例を活用した啓発」・「参加・体験型の啓発」に留意しながら、啓発活動を行います。

(1) 企業等への啓発

【現状と課題】

企業等では、地域社会における社会貢献や、就職の機会均等を図るための公正な採用や昇任など、社会的責任に関する取組が進められています。

しかし、職場の役職などの力関係による嫌がらせやいじめなどのパワー・ハラスメントや、異性・同性に対する性的な発言や行動によって、相手の尊厳を傷つけるセクシュアル・ハラスメントなど、様々なハラスメント問題が依然として解決されていません。

今後は、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客等の人権に配慮した対応が必要となっています。

【施策の展開方向】

本人の適性や能力を引き出す観点に立った採用の在り方などについて、啓発を進めていきます。

また、企業等において、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等との連携を図り、人権啓発研修への講師の派遣・紹介や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進します。

さらに、企業等の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の作成・配布などを行い、情報提供に努めます。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントについては、人権全般の対策として取り組んでいますが、事業主に対しては、国とも連携して啓発を進めていきます。

(2) 県民への啓発

【現状と課題】

全ての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権週間」^{※27}や人権課題ごとの啓発月間・週間

※27「人権週間」：期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。
なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を毎年、開催しています。

などを中心に、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアによる啓発、冊子やポスターによる啓発、講演会などのイベントを継続的に実施してきました。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの人権問題が顕在化していますし、インターネット上では人権侵害にあたる差別的な書き込みが後を絶ちません。

こうした状況を踏まえて、これまでの取組を継続して実施していくとともに、県のホームページの内容を充実するなど、さらなる啓発方法の工夫・充実や、県民が参加しやすい講演会やイベントを実施していくことが必要となっています。

【施策の展開方向】

県民一人ひとりが、人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの当事者であるという認識のもと、自分自身の問題として人権を考えることができる啓発活動を推進します。

そのため、様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の考え方が地域に広く定着するよう、国、市町村、県民、企業、NPO、マスメディア等と連携、協力した啓発活動をより一層推進します。

また、県民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

さらに、「(公財)高知県人権啓発センター」^{※28}との協働による啓発活動の実施、市町村・企業等が行う啓発活動への講師の派遣や啓発資料の提供を行うなど、連携強化に努めます。

そのほか、より多くの県民に周知を図るため、マスメディアを積極的に活用するなど、効果的な啓発活動を推進します。

3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人権が尊重される社会を築いていくためには、県民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員の「特定職業従事者」(人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員)に対する人権教育・啓発を推進する必要があります。

これまで研修機関での研修や職場内研修など、様々な形態で取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、人権の視点に立って職務を行うことができるよう、より一層の研修・啓発の充実が求められています。

また、平成26(2014)年には、国連の人権教育のための世界計画の「第3フェーズ行動計画」(平成27(2015)年～31(2019)年)にメディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画が採択されました。

※28「(公財)高知県人権啓発センター」：あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センター^{※F}の指定管理者となっています。

※F「高知県立人権啓発センター」：昭和58(1983)年開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。高知市本町4-1-37 (電話)088-821-4681

第3章 人権施策の基本的な方向性

【施策の展開方向】

全ての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。

研修にあたっては、職員が自らの課題としてとらえ、その対応や解決策を身に付けるために、様々な人権問題や具体的な人権侵害の事例を活用するなど、研修内容等を工夫していきます。

ア 公務員に対する研修

人権に関する研修の実施及び内容の充実を図るとともに、各職場における自主的な研修を促進するため、実践力のある指導的な役割を担うリーダー職員を育成します。

【公務員】

公務員には、人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを実現するために、先導的な役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりが公務員として必要な人権感覚を身に付け、人権の視点に立って職務を行うことが必要です。

特に、日常業務において、公権力の行使に係わる職員や県民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場におかれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じたきめ細かな人権感覚を身に付けて職務に従事することが必要です。

イ 教育職員に対する研修

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教育職員及び保育所の職員については、経験段階に応じた研修や職責に応じた専門的な研修、各職場における自主的な研修を実施するとともに、自己啓発的研修を促す研修内容や研修方法を充実します。

また、大学や専修学校、各種学校の教育職員に対しても人権教育が実施されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

【教育職員】

児童生徒の学力の向上や健全な育成を図るとともに、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教育職員には、確かな人権感覚と豊かな人間性、幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力や保護者との連携協力といった資質能力が必要です。

ウ 警察職員に対する研修

警察学校及び各職場において、人権尊重の精神を養うための教育を推進します。

【警察職員】

個人の生命や財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としている警察職員は、常に地域住民の人権に配慮して職務に従事することが求められています。

エ 消防職員に対する研修

消防学校及び各職場において、高齢者及び障害のある人などの人権に配慮し、地域住民の状況に対応した消防防災活動のための教育を充実します。

【消防職員】

地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。

オ 福祉関係職員に対する研修

県が主催する福祉関係職員を対象とした研修会における人権教育を充実します。

また、各職場において、人権意識の普及・高揚を図るための人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

【福祉関係職員】

子ども、高齢者、障害のある人など、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場にある人々と接する機会の多いケースワーカー、民生委員・児童委員、保育士、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員などは、人権が尊重される社会の実現に深い関わりを持っている職務の担い手であることを自覚し、常に人権意識を持って職務に従事することが必要です。

カ 医療関係職員に対する研修

県が主催する医療関係職員を対象とした研修会や、県立の看護師等養成機関における人権教育を充実します。

また、県内の医療関係機関などでの人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

【医療関係職員】

県民の生命に直接関わる医療の業務に携わる医師、看護師等の医療関係者は、インフォームド・コンセント^{※29}やプライバシーへの配慮など、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。

4 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

県では、人権に関する相談をはじめ、高齢者、障害のある人等の各種の福祉相談、外国人のための生活相談などに応える相談機関を設置して、様々なニーズに対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談内容が複雑・多様化しています。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

また、人権侵害に対する相談・救済は、高知地方法務局や人権擁護委員^{※30}によって行われているほか、NPO等の民間団体も大きな役割を担っています。

※29「インフォームド・コンセント」：説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があるといわれています。また、その時、患者は自分の身体のなかでどのようなことが起こっているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し納得したうえで治療を受けることに同意することを併せていいます。

※30「人権擁護委員」：人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・平成11（1999）年12月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵害された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。
なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

第3章 人権施策の基本的な方向性

これまで、こうした関係機関等との連携を図り、協議会の設置やネットワークの構築など、一定の成果をあげてきましたが、今後はさらに、国、県、市町村、NPOなどが相互の特性を生かし、連携の内容を充実させていくことが求められています。

【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組みます。

また、様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・保護・支援の充実を図ります。

さらに、複雑・多様化している人権相談に迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、市町村、NPO、その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど、連携強化の取組を推進します。

ア 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務省等の国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会^{※31}、NPOなどの人権に関する相談・支援機関等の連携強化に努めます。

イ 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

ウ 保護・支援の充実

女性への暴力、子ども、高齢者、障害のある人への虐待等の人権侵害に対しては、緊急時に対応している一時保護機能や、自立などの支援を充実させます。

また、高齢者や障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

エ NPO等との連携強化

NPOやボランティア団体（その他支援団体）などとの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

※31「人権擁護委員連合会」：「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。